

# 第2期当別町 子ども・子育て支援事業計画



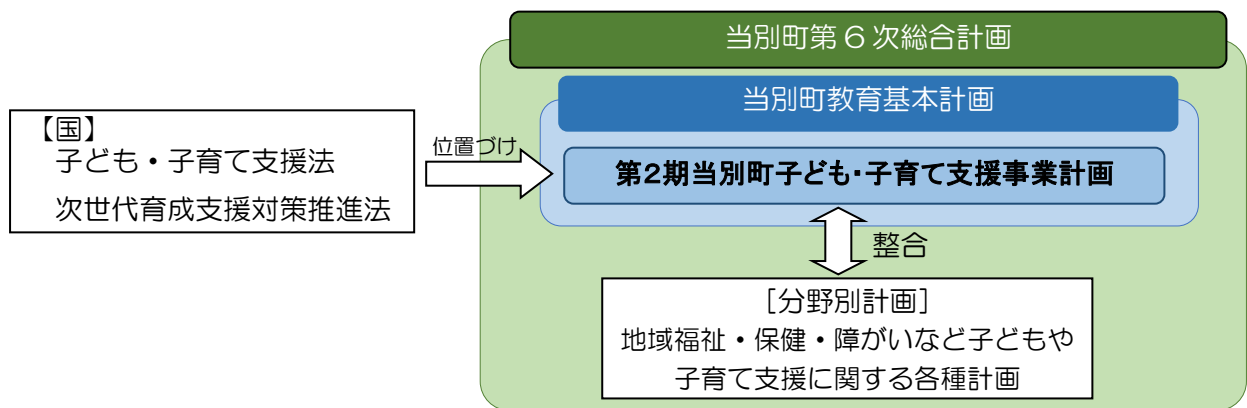
当 別 町

# 1 計画策定の概要

## ●計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村子育て行動計画」と位置づけ、一体的な計画として、「当別町総合計画」「当別町教育基本計画」を上位計画としながら、すべての子どもの育ちと子育て中の保護者を支援するとともに地域社会が一体となって、子どもの成長や子育て支援を計画的に推進するものです。

また、子どもや子育ての支援には、教育・保健・医療、雇用、住環境など、まちづくりの中で総合的な視野で実施していくことが重要と考えることから、当別町総合計画をはじめとする関連する分野別個別計画等との整合・連携を図ります。



## ●計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

| 平成27年度                | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度   | 令和2年度                 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度   | 令和7年度 |
|-----------------------|--------|--------|--------|---------|-----------------------|-------|-------|-------|---------|-------|
| 当別町子ども・子育て支援事業計画〔第1期〕 |        |        |        |         | 当別町子ども・子育て支援事業計画〔第2期〕 |       |       |       |         |       |
|                       |        | 中間見直し  |        | 第2期計画策定 |                       |       | 中間見直し |       | 第3期計画策定 |       |

# 2 計画の基本理念など

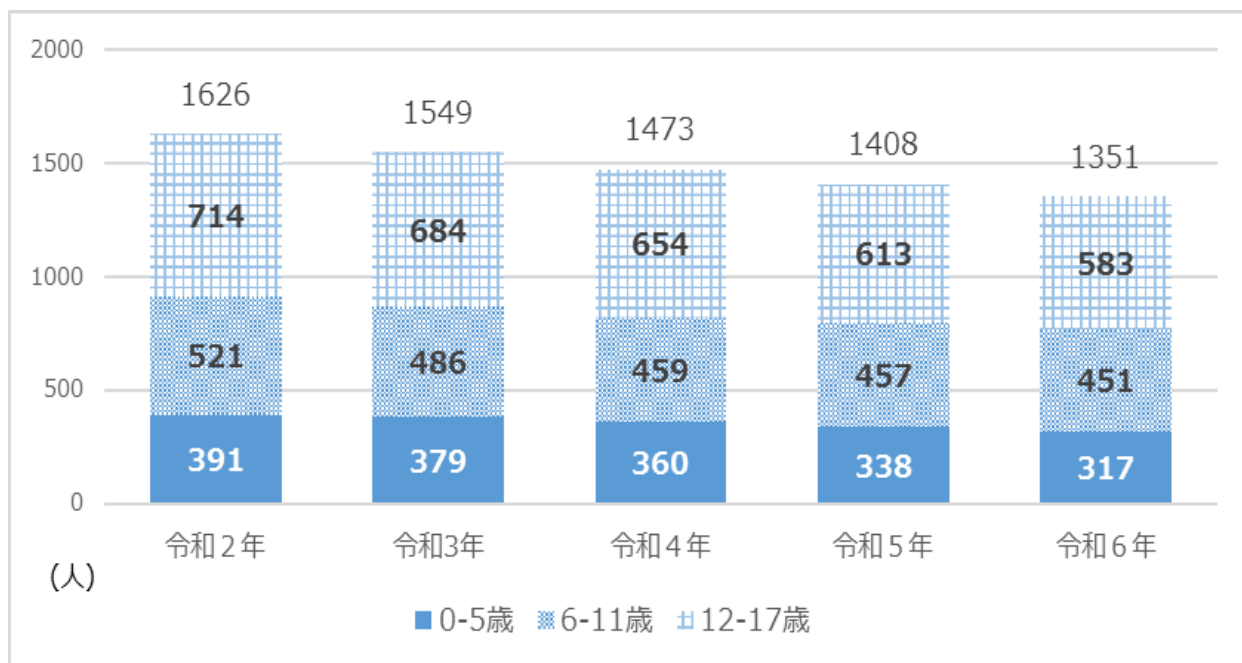
この計画では、子育ての基本である家庭とともに地域社会全体で子育てを共有し支援できる体制を整備し、親が誇りや自信を持って子育てができるまちづくりを目指すために、基本理念を『子どもの未来 みんなで築くまちづくり』と定めます。

## ●施策体系

| 基本理念 子どもの未来 みんなで楽しくまちづくり       |      |                                 |
|--------------------------------|------|---------------------------------|
| 基本目標                           |      |                                 |
|                                | 主要施策 | 具体的施策                           |
| (1) 安心して子どもを生み育てられる環境づくり       |      |                                 |
| 1) 親と子の健康を守る体制の充実              | ①    | 健康診査・予防接種の充実                    |
|                                | ②    | 健康相談・健康教育の充実                    |
| 2) 保護者の悩みの軽減やリフレッシュのための交流機会の充実 | ①    | 保護者のリフレッシュや社会活動の支援              |
|                                | ②    | 保護者の交流機会の充実                     |
| 3) 子育てに関する相談体制・情報提供の充実         | ①    | 子育てに関する相談体制の充実                  |
|                                | ②    | 子育てに関する情報提供の充実                  |
| 4) 特に援助を要する子どもや家庭への情報の提供や支援の充実 | ①    | 障がい児や発達に遅れ、不安のある子どものいる家庭への支援の充実 |
|                                | ②    | ひとり親家庭などへの支援の充実                 |
| 5) 経済的支援                       | ①    | 医療費などの支援の充実                     |
|                                | ②    | 教育・保育費などの支援                     |
| (2) 子育てと仕事を両立できるサポート体制づくり      |      |                                 |
| 1) 多様な教育・保育サービスの充実             | ①    | 教育・保育環境の充実                      |
|                                | ②    | 多様な保育事業の充実                      |
| 2) 放課後における児童の健全育成事業の充実         | ①    | 子どもプレイハウスの充実                    |
|                                | ②    | 障がい児の放課後児童対策の充実                 |
| 3) 子育てと仕事を両立できる職場環境の整備         | ①    | 働き続けることができる環境の整備促進              |
|                                |      |                                 |
| (3) 子どもや子育てに優しい生活環境づくり         |      |                                 |
| 1) 子どもの視点に立った遊び場の整備や交流機会の確保    | ①    | 地域の活動拠点の確保                      |
|                                | ②    | 公園・緑地などの整備の推進                   |
|                                | ③    | 居場所づくりの充実                       |
| 2) 子どもや子育てに配慮したまちづくり           | ①    | 子どもや子育てに配慮した施設整備の推進             |
|                                | ②    | 安心して外出できる交通機関の確保                |
|                                | ③    | 子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進         |
| (4) 子どもの心と体のバランスを育む教育環境づくり     |      |                                 |
| 1) 就学前教育の充実                    | ①    | 就学前教育の充実                        |
|                                |      |                                 |
| 2) 就学児童・生徒の教育・相談体制の充実          | ①    | 教育・相談体制の充実                      |
|                                | ②    | 関係機関の連携の強化                      |
|                                | ③    | 学校施設・設備の整備                      |
| 3) 多様な活動・体験機会の確保               | ①    | P T A 活動の推進                     |
|                                | ②    | スポーツ活動の推進                       |
|                                | ③    | 文化活動の推進                         |
|                                | ④    | 地域活動の促進                         |
| (5) 子どもや子育てに関する意識づくり           |      |                                 |
| 1) 家庭と地域の「子育て力」の育成・強化          | ①    | 地域の子育て支援                        |
|                                | ②    | 男女共同参画による子育ての促進                 |
| (6) 子どもの権利を尊重する意識づくり           |      |                                 |
| 1) 児童の権利を尊重する社会の育成             | ①    | 「児童の権利に関する条約」の普及及び児童虐待対応の強化     |

### 3 今後の子どもの人口

令和2年～6年にかけては、就学前児童と就学児童の合計は減少傾向で算出されています。



※コーホート変化率法による算出

### 4 法定事業と今後の対応

#### ●事業内容

「子ども・子育て支援法」に定められる事業とは以下のとおりです。

本町では全ての事業において、全町を1地区単位とした提供体制を整備していきます。

| 法定事業名   | 事業内容                                                                                                  | 今後                                                      |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 教育・保育事業 | 小学校就学前の児童に、教育・保育を提供する事業。幼稚園、保育所（園）、認定こども園など。                                                          | 町内2か所の認定こども園の体制を維持しながら、幼児教育・保育の質の向上と小学校教育との円滑な接続を推進します。 |
| 利用者支援事業 | 現在設置しています母子保健型子育て世代包括支援センターにおいて、教育・保育施設や子育て支援事業等についての情報提供や必要な相談・助言等を行い、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない利用者支援を行う事業。 | 母子保健型利用者支援事業を継続実施し支援の向上に努めます。                           |

| 法定事業名                  | 事業内容                                                                                                                                                   | 今 後                                                                                                                       |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域子育て支援拠点事業            | 地域の身近な場所において、乳幼児親子が気軽に集える場を提供し、親子の交流や学びの講座、育児相談などを行う事業。子育て支援センターなど。                                                                                    | 体制維持。<br>利用促進に努めます。                                                                                                       |
| 妊婦健診事業                 | 妊婦を対象に個別健診を実施し、その健診費用等を公費負担することにより、安全・安心な出産を支援する事業。                                                                                                    | 体制維持。<br>事業を継続実施します。                                                                                                      |
| 乳児家庭全戸訪問事業             | 概ね生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師・助産師が訪問し、相談や指導等を行う事業。                                                                                                             | 体制維持。<br>事業を継続実施します。                                                                                                      |
| 養育支援訪問事業               | 子育てに対する不安や孤立感などにより、養育支援が必要となる家庭に、専門的な訪問指導等を行う事業。                                                                                                       | 体制を維持し、関係機関との連携により要支援家庭や要保護児童等に対する適切な支援を行います。                                                                             |
| 子育て短期支援事業              | 保護者の疾病等により、児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設等で養育・保護を行う事業。                                                                                                         | ファミリー・サポート・センター事業等、他事業等で対応します。                                                                                            |
| ファミリー・サポート・センター事業      | 一時預かりなどの援助を「行いたい人(協力会員)」と「受けたい人(利用会員)」からなる相互援助活動の調整を行い、子育て支援を行う事業。                                                                                     | 体制維持。<br>利用促進に努めます。                                                                                                       |
| 一時預かり事業                | <ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園型一時預かり事業<br/>認定こども園等在園児を対象に通常の教育時間以外に預かり保育を行う事業。</li> <li>一般型一時預かり事業<br/>上記以外の未就学児を一時的に預かり保育する事業。</li> </ul> | 体制維持。<br>事業を継続実施します。                                                                                                      |
| 延長保育事業                 | 認定こども園等の保育時間を超えて保育を必要とする児童に保育を行う事業。                                                                                                                    | 体制維持。<br>事業を継続実施します。                                                                                                      |
| 病児・病後児保育事業             | 病気のために集団で保育を受けることが困難な児童を、一時的に預かる事業。                                                                                                                    | 体制維持。<br>ファミリー・サポート・センター事業(病児・病後児)で対応します。また、さらなる充実に向け検討します。                                                               |
| 放課後児童健全育成事業(子どもプレイハウス) | 保護者が就労等により、昼間家庭にいない児童に対し、放課後に、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業。                                                                                                | 体制維持。<br>事業を継続実施します。                                                                                                      |
| 実費徴収に係る補足給付事業          | <ul style="list-style-type: none"> <li>低所得世帯の負担軽減を図るため、保育料以外の教材費、園外活動等の行事費などの補助を行う事業。</li> <li>私学助成幼稚園利用に係る低所得世帯の副食費の補助を行う事業</li> </ul>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>低所得世帯に対する教材費等の補助について実施します。</li> <li>私学助成幼稚園への副食費助成を継続実施します。</li> </ul>             |
| 多様な事業者の参入促進・能力活用事業     | <ul style="list-style-type: none"> <li>新規施設事業者が安定的かつ継続的に事業を運営できるよう、支援、相談、連携施設のあっせん等を行う事業。</li> <li>特別な支援を要する子どもの認定こども園利用に係る保育職員加配促進事業。</li> </ul>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>新規事業者への支援等については必要に応じ実施します。</li> <li>特別な支援を要する子どものための保育士等加配促進事業を継続実施します。</li> </ul> |

## 5 子ども・子育て支援施策の展開

### ● 施策の展開

#### 基本目標1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

##### ■ 施策の方向性

- 1) 親と子の健康を守る体制の充実  
健康診査・予防接種の充実、健康相談・医療体制と情報提供の充実
- 2) 保護者の悩みの軽減やリフレッシュのための交流機会の充実  
保護者のリフレッシュや、ファミリー・サポート・システムの充実  
子育て支援センター利用促進による保護者の交流機会の充実
- 3) 子育てに関する相談体制・情報提供の充実  
子育てに関する相談体制の充実、子育てに関する情報提供の充実
- 4) 特に援助を要する子どもや家庭への情報の提供や支援の充実  
障がい児や発達に遅れ・不安のある子どものいる家庭への支援の充実、  
ひとり親家庭などへの支援の充実
- 5) 経済的支援  
乳幼児など医療費助成の推進、教育・保育費等の支援の充実

#### 基本目標2 子育てと仕事を両立できるサポート体制づくり

##### ■ 施策の方向性

- 1) 多様な教育・保育サービスの充実  
教育・保育環境の充実、多様な保育事業の充実
- 2) 放課後における児童の健全育成事業の充実  
子どもプレイハウスの充実、障がい児の放課後児童対策の充実
- 3) 子育てと仕事を両立できる職場環境の整備  
仕事と生活の調和の実現

#### 基本目標3 子どもや子育てに優しい生活環境づくり

##### ■ 施策の方向性

- 1) 子どもの視点に立った遊び場の整備や交流機会の確保  
地域の活動拠点の確保、公園・緑地等の整備の推進、居場所づくりの充実
- 2) 子どもや子育てに配慮したまちづくり  
子どもや子育てに配慮した施設整備の推進、安心して外出できる交通機関の確保、  
子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進

## 基本目標4 子どもの心と体のバランスを育む教育環境づくり

### ■ 施策の方向性

#### 1) 就学前教育の充実

認定こども園などでの就学前教育の充実及び幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進

#### 2) 就学児童・生徒の教育・相談体制の充実

教育・相談体制の充実、関係機関の連携の強化、学校施設・設備の整備

#### 3) 多様な活動・体験機会の確保

PTA 活動の推進、スポーツ活動の推進、文化活動の推進、地域活動の促進

## 基本目標5 子どもや子育てに関する意識づくり

### ■ 施策の方向性

#### 1) 家庭と地域の「子育て力」の育成・強化

地域の子育て支援、男女共同参画による子育ての推進



## 基本目標6 子どもの権利を尊重する意識づくり

### ■ 施策の方向性

#### 1) 児童の権利を尊重する社会の育成

「児童の権利に関する条約」の普及及び児童虐待対応の強化



【概要版】

第2期当別町子ども・子育て支援事業計画

---

令和2年3月

当別町教育委員会 子ども未来課

〒061-0234 北海道石狩郡当別町西町 32-2

電話 0133-23-3024 FAX 0133-25-5018